

## 箱根ヶ崎駅西地区

### 届出書類

	地区計画届出	76条意見書届出
地区計画の区域内における行為の届出書	1通	
同意書	1通	
地区計画の区域内における行為の確約書(垣・柵が未定の場合のみ提出)	1通	
建築確認申請書の写し(第一面～第六面)	1通	2通
設計図書		
委任状	1通	2通
案内図	1通	2通
配置図	1通	2通
平面図	1通	2通
立面図	1通	2通
仮換地関係図書		
仮換地指定通知書	1通	2通
仮換地案内図	1通	2通
仮換地明細図	1通	2通
仮換地重ね図	1通	2通
土地使用承諾書(建築主と土地所有者が違う場合のみ提出)	1通	2通
建築確認申請書(確認検査機関に提出するもの)	正本・副本各1部	

※建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに提出が必要です。(都市計画法第58条の2)

※提出していただいた届出書類は返却しません。ただし、建築確認申請書の正本・副本は、審査後に返却します。